

特定建設作業（振動）に関する届出について（参考）

1 届出が必要な特定建設作業（振動）

	1 くい打ち機（もんけん及び圧入式くい打ち機を除く）、くい抜き機（油圧式くい抜き機を除く）くい打ちくい抜き機（圧入式くい打ちくい抜き機を除く）を使用する作業
	2 鋼球を使用して建築物その土地の工作物を破壊する作業
	3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業では、一日における作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業）
	4 ブレーカー（手持ち式のものは除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業では、一日における作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業）

※振動規制法第2条第3項に基づき振動規制法施行令第2条（別表第2）で規定

2 特定建設作業に伴い遵守すべき事項（振動）

項目	地域の区分	騒音
基準値	第1・2種すべての区域	75 dB
作業時刻	第1・2種Ⅰ区域とⅡ区域の施設周辺	午後7時～午前7時の時間内でないこと ただし、災害等の事態、人の生命等の危険防止、鉄道軌道の正常運行、道路法に基づき夜間に行う場合、についての作業は除く
	上記以外	午後10時～午前6時の時間内でないこと ただし、災害等の事態、人の生命等の危険防止、鉄道軌道の正常運行、道路法に基づき夜間に行う場合、についての作業は除く
1日当たりの作業時間	第1・2種Ⅰ区域とⅡ区域の施設周辺	10時間/日を越えないこと ただし、作業を開始した日に終わる場合、災害等の事態、人の生命等の危険防止、についての作業を除く
	上記以外	14時間/日を越えないこと ただし、作業を開始した日に終わる場合、災害等の事態、人の生命等の危険防止、についての作業を除く
作業期間	第1・2種すべての区域	連続6日を越えないこと ただし、災害等の事態、人の生命等の危険防止、についての作業を除く
作業日	第1・2種すべての区域	日曜日その他休日でないこと ただし、災害等の事態、人の生命等の危険防止、鉄道軌道の正常運行、変電所の工事、道路法に基づき日曜・休日に行う場合、についての作業は除く

※ 振動規制法第15条第1項、振動規制法施行規則に基づく規制基準

※ 地域の区分は、環境課にある図面を確認ください。

3 特定建設作業（振動）の届出と注意事項

届出種類	根拠 条例	届出時期	事 例	様式	添付資料
特定建設作業実施届	振規法14条1項	特定建設作業開始日の7日以前	特定建設作業の実地	振規法施行規則様式9	①付近見取図 ②工事行程表 ③使用機のパンフレット等